

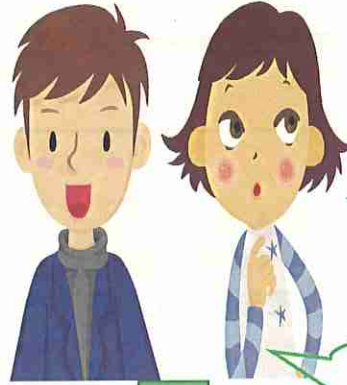
<パートで働いている方、パートで働きたい方に>

# パートタイム労働個別相談会

## 長崎労働局雇用均等室

・正社員は昇給するの  
にパートは、何年働いても  
同じ賃金・・・

・パートから正社員  
になれないの？



・社員食堂が正社員しか  
使えない・・・

・パートタイム労働法  
ってどんな法律？

・労働基準法についても詳  
しく知りたいけど・・・

このような疑問や相談にお答えします。

\*相談費用は無料です。

\*御予約の必要はありませんが、相談状況によってはお待ちいただくことがあります。

日時、場所：①平成22年11月17日（水）10時30分 ～ 16時  
ハローワーク佐世保（佐世保市稲荷町2-30）  
②平成22年11月19日（金）10時30分 ～ 16時  
ハローワーク諫早（諫早市幸町4-8）  
③平成22年11月24日（水）10時30分 ～ 16時  
ハローワーク大村（大村市松並1丁目213-9）

相談の種類：●パートタイム労働法等に関する各種相談

- ・パートと正社員との待遇のバランス
- ・正社員への転換

●その他労働条件や労使関係など職場での各種労働問題

（裏面をご覧になり、パートタイム労働法に沿って、あなたの状況を確認してみてください。）

長崎労働局雇用均等室では、パートタイム労働者の方や、パートでの就労をご希望の方を対象として個別に相談をお受けします。

パートタイム労働に関する疑問点や、パートタイム労働法の内容についてもわかりやすくご説明いたします。是非ご利用ください。

また、解雇、年休、時間外労働手当、パワハラなど各種労働問題については、総合労働相談コーナーをご利用ください。

お問い合わせ先

長崎労働局雇用均等室

(Tel 095-801-0050)

長崎労働局総合労働相談コーナー

(Tel 095-801-0023)

## パートタイム労働法に沿ってあなたの状況を確認してみましょう

### ※パートタイム労働法の対象となる「パートタイム労働者」とは？

→「1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比べて短い労働者」です。

(「パートタイマー」「アルバイト」「嘱託」「契約社員」等の名称の如何にかかわらず、上記に当てはまれば「パートタイム労働者」として、パートタイム労働法の対象となります。)

### ○労働条件に関する文書の交付等(第6条)

あなたは、雇い入れの際、事業主から「昇給の有無」、「退職手当の有無」、「賞与の有無」等の労働条件を、文書で明らかにしてもらっていますか？

### ○差別的取扱いの禁止(第8条)

正社員と同じ働きをしているパートタイム労働者(注)の方は、正社員と差別のない待遇を受けていますか？

(注) 正社員と同じ働きをしているパートタイム労働者とは？

①職務内容(業務の内容と責任)、②人材活用の仕組みや運用などが正社員と同一であって、③無期又は無期と同視できる労働契約を締結しているパートタイム労働者をいいます。

### ○賃金の決定方法(第9条)

パートタイム労働者の賃金は、正社員とのバランスを考慮しつつ、職務内容や成果、意欲、能力、経験等の要素を勘案する等により決定することとされています。あなたの賃金はどのように決定されていますか？

### ○教育訓練(第10条)

正社員と職務内容が同じパートタイム労働者の方は、職務の遂行に必要な能力を得るために正社員に実施されている研修などを、受けられるようになっていますか？

### ○福利厚生施設(第11条)

正社員が利用できる福利厚生施設(給食施設、休憩室、更衣室)について、パートタイム労働者も利用できるよう配慮されていますか？

### ○通常の労働者への転換(第12条)

事業主は、パートタイム労働者が正社員に転換できるチャンス(正社員募集への応募、正社員登用試験の受験など)を設けることとされています。あなたは、正社員に転換できるチャンスについて、具体的な内容を知らされていますか？

### ○待遇の決定に当たって考慮した事項の説明(第13条)

雇い入れられた後、あなた(パートタイム労働者)の待遇を決定するに当たって考慮された事項について、会社(人事担当者など)に説明を求めることができます。

詳しくは下記の厚生労働省又は長崎労働局雇用均等室のHPをご覧ください。

本省 よくある質問はこちら→<http://www.mhlw.go.jp/topics/2007/06/tp0605-1j.html>

条文はこちら→<http://www.mhlw.go.jp/topics/2007/06/tp0605-11.html#01>

雇用均等室のHPのアドレス <http://www.Nagasaki.plb.go.jp>